

「忘れられる権利」と表現の自由

ードイツ連邦通常裁判所の判例を手がかりにー

鈴木秀美

「忘れられる権利」と表現の自由

——ドイツ連邦通常裁判所の判例を手がかりに——

鈴木秀美



▶ 1 問題の所在

2012年1月、欧州連合（以下では、「EU」）のデータ保護規則案⁽¹⁾ 17条に「忘れられる権利」(right to be forgotten)⁽²⁾ が明記されたことや、2014年5月13日に欧州司法裁判所が先決裁定⁽³⁾ により EU データ保護指令⁽⁴⁾ の解釈として「忘れられる権利」を認めたことから、日本でも「忘れられる権利」が議論になり、関連する裁判も増えている⁽⁵⁾。

「忘れられる権利」については、「誰が誰に対して何をどのように忘れることを請求できるのか」について、まだ確立された定義はない⁽⁶⁾。問題になっているのは、自分で、又は第三者によって、いったんインターネット上に発信された自分に関する情報について、本人が削除を望んだ時、当該情報の削除が認められるのはどのような場合か、ということである。そして、近年、グーグルのような検索エンジン事業者との関係で、「忘れられる権利」がとくに問題になっている。インターネットの普及によって誰でも簡単に情報発信できるし、検索エンジンを利用することで入手したいと思った情報に簡単にアクセスすることもできるようになった。そのうえ、いったん発信された情報をインターネット上から消し去ることは困難である。そこで、自分の名前を検索ボックスに入力すると表示される検索結果や、オートコンプリート機能によって予測に基づき示されるキーワードについての削除請求が増加している。検索エンジン事業者がこうした削除請求に応じるか否かを判断する際、インターネット上で個人の権利利益を保護することが求められるが、そのためにインターネット上の情報流通が抑止されることになれば、インターネット上の表現の自由や知る権利がおびやかされてしまう。だからこそ、この両者をどのように調整するかが問われることになる。

「忘れられる権利」が「権利として意識された最初の例」として、2009年、フランス上院に提出された法案に規定されていた「デジタル忘却権」があるとされている⁽⁷⁾。その後、2010年、欧州委員会の「EUの個人情報保護の包括的アプローチ」と題する報告は、「いわゆる『忘れられる権利』」に言及した。これに続いて、2012年には前述したデータ保護規則案17条に、「忘れられる権利及び削除権」が明文化された。データ保護規則案は2015年末の時点で未成立であるが、今後、発効すれば、EUにおける個人情報保護を強化するため、現行のデータ保護指令（指令が設定した目的を達成するために加盟国はそれぞれ国内法を整備する義務がある）に代わって、加盟国に直接適用されることになる。データ保護規則案に明文化された「忘れられる権利」は、技術的観点からの問題の指摘などを

受け、いったん同案から削除されたが、2015年12月15日に欧州連合理事会、欧州議会、欧州委員会の間で合意された同案17条には、「削除権（『忘れられる権利』）」（right to erasure (“right to be forgotten”）が明文化された⁽⁸⁾。同案は、その2日後、欧州議会内務・法務委員会で可決され、2016年春に欧州議会本会議で可決される見込みとなっている。

2015年12月に合意されたデータ保護規則案17条⁽⁹⁾によれば、データ主体には、同条に規定された理由に該当する場合、管理者に自己に関する個人データを削除させる権利がある。削除の理由とされているのは、当該データについて、データの収集・処理の目的からみてもはや必要ではない場合、データ処理についての同意が取り下げられた場合や法的根拠がない場合、さらに、管理者がEU法や加盟国法を遵守するために削除すべき場合などである。

これに対し、EU司法裁判所の2014年判決で争われた事件では、スペイン人弁護士 Mario Costeja González（以下では、「G」）が、自分の名前をキーワードにしてグーグルで検索すると、社会保険料滞納により差し押さえられた不動産の競売手続を公示する記事（1998年1月19日付）の電子版へのリンクが検索結果リストで示されることを争った。Gは、2010年、当該債務の弁済後、時が経過したことを理由に、スペインのデータ保護機関に、新聞社、グーグル・スペイン、グーグル本社（以下では、両者を合わせて「グーグル」という）に対する苦情を申し立てた。Gは、新聞社には当該記事の削除か変更によって当該記事が検索結果に表示されないようにすることを、グーグルには、当該記事が検索結果リストに表示されないことと、当該記事へのリンクの削除を求めた。データ保護機関は、Gの新聞社に対する請求は認めなかったが、グーグルに対する請求を認めたため、グーグルがスペインの裁判所に提訴した。同裁判所は、この問題を解決する前提として、EUデータ保護指令の解釈について欧州司法裁判所に先決裁定を求めた。欧州司法裁判所は、EU基本権憲章7条（私生活権）・8条（個人情報保護権）及びデータ保護指令に基づいて、グーグルが、同指令の対象になることを確認した上で、第三者のウェブページにデータ主体の個人データが含まれるとき、データ主体の個人名による検索結果リストから当該ページの内容表示とリンクを削除する義務⁽¹⁰⁾をグーグルが負うこと、また、当該個人情報の主体にはそれに対応する請求権があることを認めた。ただし、同裁判所は、削除の可否を左右するデータ処理の正当性を判断する際に、一方ではデータ主体の権利利益と、他方ではグーグル及び検索エンジン利用者の権利利益を視野に入れて、三者間の利益衡量を行った。その結果、Gについては、当該記事の内容がGの私生活にとってセンシティブなものであり、記事が掲載されてから16年が経過していることから、Gの削除請求権よりも、公衆が当該情報にアクセスする利益が優先されるべきという特別の理由がない限り、Gはデータ保護指令に基づいて検索結果リストからの個人データの削除を求めることができると判示された。

ここで注意すべきなのは、本件で認められたのは「グーグルの検索結果リストからの削除」であって、記事自体の削除ではないということである。本判決は「忘れられる権利」という概念にも言及してはいない。このため、本判決によって認められたのは「忘れられる権利」というよりも、当該記事への「アクセスを困難にする権利」だという指摘もある⁽¹¹⁾。なお、グーグルは、2015年2月、ヨーロッパにおいて削除要請に対応するための基準を明らかにした⁽¹²⁾。

そもそも「忘れられる権利」は、フランスで生まれ、「それがしだいにドイツにおける情報自己決定権ともブレンドされ、しだいにヨーロッパ全域に浸透していった」といわれている⁽¹³⁾。ドイツにおいても「忘れられる権利」をめぐる議論があり、それについては日本でもすでに詳しく紹介されている⁽¹⁴⁾。ただし、これまでにインターネットとの関係で「忘れられる権利」に言及したドイツ連邦憲法裁判所の判例はない。そこで本稿では、

日本の最高裁判所にあたるドイツ連邦通常裁判所（以下では、「通常裁」）の民事判例の中から、「忘れられる権利」に関係する2つの問題を取り上げ、個人情報の主体の一般的人格権とインターネット上の表現の自由の調整という観点から、若干の検討を加えることにしたい。

具体的には、①マス・メディアのオンライン・アーカイブに掲載された記事からの実名削除請求の問題と、②グーグルのオートコンプリート機能で示される予測された検索キーワードの削除請求の問題を取り上げる。

ドイツでオンライン・アーカイブと呼ばれているのは、新聞社、雑誌社、放送局のインターネットの公式サイトに設けられた過去記事のアーカイブのことである。通常裁は、2009年以降、いくつかの事件において、報道当時は適法だった実名記事が、オンライン・アーカイブにそのまま掲載され、閲覧可能になっていることについて、時の経過を理由にその実名の本人が実名削除を請求しても、オンライン・アーカイブの社会的役割を重視して、実名削除請求を退けてきた。ドイツでは犯罪報道は重大事件を除いて匿名で報道される⁽¹⁵⁾。ドイツには死刑がなく、終身刑が最も厳しい刑罰であるが、終身刑といっても15年を経過すると一定の条件をみたせば社会復帰も可能になる。このため重大事件について実名報道された前科のある者が社会復帰後、過去の記事からの実名の削除を求めることがある。なお、憲法判例は、一般的人格権に前科がある者の社会復帰の権利が含まれることを認めている⁽¹⁶⁾。

本稿では、カリブ海のヨット「アポロニア号」の上で発生した殺人事件の犯人 Paul Termann が、服役後、雑誌社の公式サイトに掲載された実名記事からの実名削除を請求した事件（以下では、「アポロニア号殺人実名報道事件」）について下された2012年11月13日の通常裁判決⁽¹⁷⁾を詳しく紹介する。

また、グーグルのオートコンプリート機能については、2013年5月14日の通常裁判決⁽¹⁸⁾を詳しく紹介する。この事件（以下では、「オートコンプリート事件」）では、サプリメントや化粧品の独自製品のインターネット販売を国際的に展開している会社とその経営者である Rolf Sorg が、グーグルに対して、経営者のフルネームを検索ボックスに入力すると、オートコンプリート機能によって、検索ボックスに自動的に「サイエントロジー」や「詐欺」という予測された検索キーワードが補足的に表示されるとして、その削除と人格権侵害を理由とする賠償を求めた。通常裁は、フルネームの入力によって予測された検索キーワードはグーグルに起因するもので、グーグル自身の情報にあたり、当該検索キーワードにネガティブな含意があり、不正確な事実である場合、それを表示することが人格権侵害になるとした。ただし、グーグルがその人格権侵害につき賠償責任を負うか否かは、ノーティス・アンド・テイクダウンの原則によるとして、それについての具体的な判断のため事件を原審に差し戻した⁽¹⁹⁾。

本稿で取り上げる通常裁のこれら2つの判決は、いずれも前述の欧州司法裁判所の2014年判決よりも前に下されたものであり、ドイツでは、この欧州司法裁判所判決が、ドイツの判例にいかなる影響を与えるかも議論になっている。以下では、通常裁の2つの判決を紹介するとともに、2014年の欧州司法裁判所判決のドイツの判例への影響をめぐる議論も視野に入れることにしたい。

▶ 2 アポロニア号殺人実名報道事件（2012年11月13日判決⁽²⁰⁾）

（1）事実の概要

この事件の上告人は、被上告人に対し、上告人が1981年にアポロニア号の船上で起こし、翌年に終身刑の有罪判決を受けた殺人事件について、シュピーゲル社に対し、過去に雑誌

「シュピーゲル」によって報道され、その後もオンライン・アーカイブに掲載されていた実名記事からの実名削除を求めたが、通常裁は、2012年11月13日判決により、上告人の請求を退けた。

雑誌「シュピーゲル」は、1982年11月22日号、1983年1月3日号、1983年11月14日号で、「アポロニア号事件」について報道した。上告人は、1981年12月13日の夕方、カリブ海を航行中のヨットのアポロニア号の船上で2人を射殺し、1人に重傷を負わせた。上告人は、2人の殺人と1人の殺人未遂によりブレーメン地裁で終身刑の有罪判決を受けた。1999年4月、シュピーゲル社は、www.spiegel.deというアドレスの下、基本的に無料のオンライン・アーカイブを設けた。そこには、2002年まで、上記の実名記事が掲載されており、フルネームを入力して検索すると、グーグルでも、この記事が検索結果のトップに示された。なお、2001年には「恐怖の航海日誌—アポロニア号事件」という本が出版された（著者は、Klaus Hymppendahl）。2004年、公共放送ARDが、「重大犯罪」というシリーズの中で「カリブ海の殺人—アポロニア号の死の航海」というタイトルのテレビドラマを放送した。2008年まで、アポロニア号の航海は新聞で報道されていた。ただし、これらの公表に際して上告人の実名は使用されていなかった。

上告人は、社会復帰を果たした後、被上告人のオンライン上の記事に気づき（上告人の説明によると、それは2009年だった）、2010年2月1日付の文書により、問題の記事からの実名削除を求めたが、被上告人が当該記事を削除しなかったため、削除を求めて提訴した。地裁は、上告人の請求を認め、被上告人に1981年の上告人の犯罪についての報道から実名を削除するよう命じた。これに対する被上告人の控訴を上級地裁は棄却した。

(2) 裁判所の判断

①ハンブルク上級地裁判決（2011年11月1日）の要旨

ハンブルク上級地裁は、基本法と欧州人権条約に基づいて、上告人の人格権の保護、私生活の尊重、匿名性と、被上告人の意見表明・メディアの自由の衡量において、上告人の保護利益が優位すると考えた。上級地裁の判決によれば、上告人の名字⁽²¹⁾を用いた犯罪報道をインターネットに掲載することは、上告人の一般的人格権を違法に侵害する。インターネットの利用者は、犯行及び有罪判決から長い時間がたっているのに、上告人が2人の殺人と1人の殺人未遂のために有罪になったことを、新たにかつ初めて聞き知る可能性がある。上告人の犯罪についての情報は、上告人に犯罪者の烙印を押す効果がある。犯行から時間がたてばたつほど、犯罪者の社会復帰の利益の重要性が増す。犯行から18年、有罪判決確定から少なくとも16年が経過し、公衆が情報を受領する利益について新たな手がかりがないにもかかわらず、被上告人のインターネット・ポータルで上告人の犯罪は再び時事的なものとなる。オンライン・アーカイブの開設をきっかけに1982年と1983年の記事が掲載された。これらの記事が掲載された時期は正確には明らかになっていないが、上告人が釈放されてから1年または2年後だった。公衆の情報受領の利益を考慮しても、上記のように時間が経過した時点で、上告人の名字の新たな公表には、保護に値する、情報を受領する利益について十分な理由を認めることはできない。インターネット・ポータルに情報を掲載する場合にも、インターネットの技術的な利用可能性や、無料で利用することができ、高度に有効に機能する検索エンジンによって、上告人の名前を入力して、時間や場所の制約なく、上告人のフルネームが記載された記事を閲覧することができるということを考慮に入れる必要がある。そのような状態が続いていることは、上告人の人格権への非常に重大な侵害になる。電子アーカイブにおける犯人の匿名化は、歴史の消去と犯罪の完全な免責という結果になるとは限らない。もし、印刷メディアによって伝統的なアーカイブにおいて修正されていない記事が保管されているが、インターネットの広範な公衆

が無条件に実名記事を閲覧できないようにしておけば、現代史の調査可能性に関する利益のためには十分であろう。いずれにしても、被上告人には、上告人の削除要請を受領した時に、オンライン・アーカイブに掲載された記事を吟味し、上告人の名字を削除し、さらに上告人の犯行について彼の実名が使用されている他の記事についても調べる義務があった。

②通常裁の判断

通常裁は、こうした原審の判断を覆し、上告人の被上告人に対する削除請求権を否定した。通常裁は、その結論を以下のように理由づけている⁽²²⁾。

本件記事をインターネット上で閲覧できるよう掲示したことは、確かに上告人の一般的人格権の侵害となる。それは、新聞、ラジオ、テレビによる報道だけでなく、インターネット・ポータルに掲載する場合にも妥当する。原審が、上告人の削除請求権について、上告人の一般的人格権と被上告人の意見表明・メディアの自由の衡量に基づいて判断したことは適切であった。人格権に対する侵害は、被害者の保護利益が、他方の保護に値する利益に優位する場合に違法となる。

しかし、被上告人が、上告人の実名を使用した記事をインターネットで閲覧可能にしたことで違法に上告人の人格権を侵害したとの原審の判断は誤りである。原審は、被上告人が追求している公衆の情報受領の利益および被上告人の自由な意見表明を衡量において軽視した。

判例によって発展された基準によれば、プレスは、その役割を果たすため、原則として匿名化された報道をする必要は無い。犯罪について、具体的人物についても、それを説明することは、メディアの正当な役割である。当事者にとって不利であっても、真実の事実主張は原則として受忍されなければならないのに対し、虚偽の場合はその必要は無い。もちろん、真実の描写でさえ、それが真実を伝える利益との均衡を失っている場合には、当事者の人格権を侵害する可能性がある。

ある犯罪についての報道の場合、その犯罪が、それを伝えることがメディアの役割であるような現代史に属することを考慮する必要がある。法秩序の侵害及び被害を受けた市民や共同体の法益侵害は、犯罪及び犯人についての詳細な情報を受領する承認されるべき利益の根拠となる。しかし、人格権の侵害は、間違っただけの重大性及びその公衆にとっての意義と適切な均衡性を保っていないなければならない。

その刑事手続との時間的距離により、そして、公衆の時事的な情報を受領する利益が満たされた後では、彼の誤った行動が再び時事的なものとならないことについての当事者の利益がしだいに重要になる。一般的人格権は、犯罪者を時間的に制限なくメディアが報道することからの保護を求める。公衆の関心を引いた犯罪が、刑事手続の終了によって、共同体の反応を経験し、公衆がそれについて十分な情報を受領した場合、継続する、または繰り返される当事者の人格権の侵害は、当事者が再び共同体に受け入れられる利益に照らせば正当化されえない。ただし、それは、人格にかかわる出来事についての望まない描写からの完全な免責を意味しない。一般的人格権は、当事者に、公衆との関係で彼の誤った行動をもはや非難されないという無制限の権利を与えるものではない。たとえ刑に服したとしても、犯人が、彼の犯行に「触れられない」無制限の権利を得ることはない。むしろ重要なのは常に、社会復帰の利益を含む人格権が、どの程度、個別事件の具体的な状況の下で制約されるかである。人格権侵害の強度にとって、事件についての描写の方法、とりわけ、メディアの報道が及ぶ範囲が問題になる。

この原則によれば、人格権保護についての上告人の利益は、被上告人によって追求される公衆の情報受領の利益及び自由な意見表明の権利に劣位しなければならない。

原審は、上告人の犯行及び有罪判決についての報道が、本来の報道の時点で適法であったことについては疑っていない。上告人は、実名の使用のみを問題にしており、記事の内容を問題にはしておらず、記事は犯罪、その背景、上告人の人物、刑事訴訟について真実に基づきかつ客観的に均衡のとれた報道をしていた。上告人自身でさえ、最初の記事公表の時点における実名報道が許容されていたことを問題視していない。

原審の見解とは異なり、本件記事が、1999年以降もオンライン・アーカイブに掲載され、閲覧可能な状態に置かれていたことも許されることだった。

原審の認定によれば、本件記事は、過去に公表された記事であり、インターネット上で閲覧可能な状態に置かれていた。これにアクセスするためには、それを目的とする検索を要する。本件記事は、かつても現在も、自ら積極的に情報を得ようとする利用者でなければ発見できないウェブサイトに掲載されている。

原審の見解とは異なり、被上告人は、時間の経過のためにもみ記事を匿名化する必要はなかった。

公衆の承認に値する情報受領の利益は、時事的な出来事の経過についてのみならず、過去の現代史的出来事についてメディアにおいて修正されずオリジナルの記事により調査する可能性についても存在している。それに応じて、メディアは、意見表明の自由の行使により、公衆に情報を提供し、民主的な意思形成に共働する役割を、関心をもつメディア利用者にもはや時事的ではない記事を入力可能にすることにより果たしている。

「アポロニア号事件」は、重要な現代史の出来事であった。この事件は、上告人の人格及び実名と不可分のセンセーショナルな重大犯罪であった。同様に、犯罪史において大きな注目を集める犯罪事件は、犯人の実名を示して紹介される。地裁の認定によれば、アポロニア号の出来事とその後の訴訟における出来事については、近年までメディアが報道してきた。このことは、この事件の特に現代史的な意義及び今なお存在している公衆の関心を立証する。オリジナルの報道の閲覧可能性及び調査可能性を一般的に禁止すること並びにすべての過去の、オンライン・アーカイブにおける犯人を特定可能な表現の削除要請は、歴史を消去し犯人を完全に免責することになる。犯人に、そのような権利は認められない。

原審が考えたように、インターネットの技術的な利用可能性や、無料で利用することができ、「高度に有効に機能する検索エンジン」のことを考慮しても、上述のような結論に変わりはない。インターネットの技術的可能性は、特別な現代史的出来事についてのオリジナルの報道を閲覧する可能性を、印刷物のアーカイブへのアクセス可能性またはそれを検索する人々のみに限定することを正当化しない。

〔上告人が〕問題にしている実名を使用した報道により引き起こされる上告人の人格権侵害は、現代史のオリジナルの報道の匿名化についての上告人の利益が劣位する公衆の情報受領の利益との均衡を失っていない。上告人が有罪とされたことは、特別な現代史的な意義のある重大犯罪のためである。犯罪の重大さにもかかわらず、上告人は報道において犯罪人としての刻印を押されてはいない。むしろ、上告人は悪人として描かれておらず、むしろ、その伝記的な背景から、すべての関係者が混乱に陥るまで、アポロニア号の過度に緊張した状況を克服することができなかった人物として描かれている。上告人は、陸上では、すべての生活状況でよき友人でありうる人物として性格づけられている。このことからすれば、オンライン・アーカイブにおけるアポロニア号事件についての批判的報道は、異常な状況で善悪の間の差は非常にわずかだということについての公衆の関心のためには時事的な意義もっている。

このような事実の下では、上告人の人格保護の利益は、この事件についてのオリジナルの報道をオンライン・アーカイブに揭示し、歴史の記録として公衆の情報受領のために閲覧可能にしておく被上告人の利益に優位しない。

(3) 本判決の射程

通常裁は、2009年12月15日の判決⁽²³⁾で初めて、オンライン・アーカイブに掲載されている実名報道についての判断を示した。2009年の判決は、俳優を殺し、有罪判決を受けて服役した後、社会復帰した上告人からの実名削除請求を退けた。それ以来、同裁判所は、当事者がオンライン・アーカイブに掲載された記事から実名の削除を請求しても、その請求を退けている。

2009年の判決で問題になったのは、公共ラジオ放送局ドイチュラントラジオのインターネット・ポータルに掲載された、1990年に発生した有名俳優の殺人事件を実名で報道している記事だった。上告人 Wolfgang Werlé とその兄弟は、1990年7月14日に有名俳優 Walter Sedlmayr を殺害したとして1993年に終身刑の判決を受けたが、服役した後、2008年に仮釈放された。上告人は、公共ラジオ放送局を相手取り、当該記事の実名削除を求めた。被上告人の公共ラジオ放送局は、そのインターネット・ポータル www.dradio.de の、カレンダーの日付に応じて過去の事件についての記事が掲載されている欄に、2000年7月14日付の記事を掲載していた。その記事は、「10年前、Walter Sedlmayr が殺害された」というタイトルの下、実名を用いて、上告人が1993年に終身刑の判決を受けたが、今日に至るまで無罪であると主張していることなどが書かれていた。ハンブルク地裁とハンブルク上級地裁は、削除請求を認めたが、通常裁は、下級審の判断を覆した。

通常裁は、当該記事がオンライン・アーカイブに掲載されていたことは上告人の一般的人格権（そこには社会復帰の利益も含まれる）の侵害になるとした。上告人の犯罪に関す

る実名記事を報道する場合だけでなく、その記事をインターネット上に掲示する場合も、その事件に興味を持つインターネット利用者は誰でも、当該記事にアクセスできるからである。しかしながら、この人格権侵害は違法ではないと判示された。なぜなら、当該記事は、上告人を「永久に晒し者」にするような内容ではなく、上告人をあらたに犯罪者として汚名を着せるような内容ではなかったからである。通常裁は、違法性を認めるためには、単に記事中で実名が用いられているだけではなく、記事の内容が問題になると考えた。さらに、当該記事がどのようにインターネット上に掲示されているか、その状態も、違法性についての判断の考慮要素とされた。通常裁は、公共ラジオ放送局のインターネット・ポータル上の記事は、自分から積極的に情報を収集しようとするインターネット利用者だけがアクセス可能であり、検索ボックスに上告人の名前を入力しても、当該記事にアクセスすることはできなかった、ということをも前提としていた⁽²⁴⁾。

そして、通常裁は、アポロニア号殺人実名報道事件判決でも踏襲しているように、過去になされた報道の「閲覧可能性及び調査可能性を一般的に禁止すること、並びにすべての過去の、オンライン・アーカイブにおける犯人を特定可能な表現の削除要請は、歴史を消去し犯人を完全に免責することになる。犯人に、そのような権利は認められない」とした。また、上告人は、民法だけでなく、データ保護法に基づいて、インターネット上の記事の実名の削除を求めたが、通常裁は、当該記事には、データ保護法によって認められているメディア適用除外⁽²⁵⁾が妥当するとして、上告人の主張を退けた。

この事件の上告人は、この他にもオンライン・アーカイブに掲載された過去の実名報道についても実名の削除を求めたが、通常裁は、その請求を認めなかった。例えば、2010年2月9日の判決⁽²⁶⁾では、www.spiegel.deに掲載された、前述の有名俳優殺人事件についての記事で、上告人の実名と写真が用いられていることが争われた。この事件でも、ハンブルク地裁とハンブルク上級地裁は、上告人の削除請求を認めたが、通常裁は、下級審の判断を覆した。その判断にとって重要だったのは、問題とされた記事にアクセスするためには、「『意図的な検索』によってのみ、かつ有料で可能であった」⁽²⁷⁾ということである。この事件でも、上告人の名前を検索ボックスに入力するだけでは、当該記事にアクセスすることはできない、ということが前提とされていた。

同じ上告人が別のオンライン・アーカイブに対して、そこに掲載された地方新聞の実名を用いた過去の記事の削除を求めた事件でも、通常裁は、2010年4月20日の判決⁽²⁸⁾で、ほぼ同様の理由づけにより上告人の請求を退けた。

その後、通常裁は、オンライン・アーカイブの実名記事について2012年10月30日にも判決⁽²⁹⁾を下した。この事件の上告人は、天然ガスを生産・供給するロシア企業ガスプロムのドイツ子会社の経営者Felix Strehoberであった。彼は、同社のインターネットサイトで、「ファイナンス・ディレクター」として写真と経歴が公表されていた。この経営者は、旧東ドイツ時代、東ドイツの軍隊で、秘密警察である国家保安省（通称、シュタージ）のために働いていたのではないかと疑念について、2007年、ケルン地裁において、「国家保安省の職員ではなかった」と証言したが、検察はこの証言が虚偽であったのではないかと捜査手続に着手した。ただし、この捜査手続は2008年10月に司法取引により被疑者が一定額の金銭を支払うことにより打ち切られた⁽³⁰⁾。

被上告人が運営する日刊紙ヴェルトのインターネット・ポータルwww.welt.deには、2008年5月6日付で、「ガスプロム経営者、ドイツ司法の監視の下に」というタイトルの下、上告人の実名を用いて、この捜査手続についての記事が掲載されており、誰でも自由にその記事にアクセスすることができた。上告人は、裁判を通じて被上告人に実名削除を求めた。ハンブルク地裁は請求を認めなかったが、ハンブルク上級地裁は削除を認めた。通常裁は、上級地裁の判決を破棄し、事件を地裁に差し戻した。

上級地裁は、この経営者が2011年2月の時点でインターネット・ポータルに掲載された記事の実名削除を求めており、その時点で捜査手続が打ち切られて2年以上が経過していたこと、また、当該記事が、この経営者に興味を持ったインターネット利用者によって、検索エンジンを使って誰でも、世界中どこからでも当該記事にアクセス可能であったことから、実名は削除されるべきだと考えた。ところが、通常裁は、先例と同じ理由づけによって、上告人の実名削除の請求を退けた⁽³¹⁾。

アポロニア号殺人実名報道事件では、それまでの事件とは異なり、グーグルで上告人のフルネームを入力して検索すると、問題とされた記事が表示されることが前提とされていた。このため通常裁は、オンライン・アーカイブとの関係で検索エンジンの利用が当該記事へのアクセスにいかなる影響を与えるのかについても検討した。本判決は、「高度に有効に機能する検索エンジン」のことを考慮しても、実名削除は認められないと考えた。インターネットの技術的可能性は、特別な現代史的出来事についてのオリジナルの報道を閲覧する可能性を、印刷物のアーカイブへのアクセス可能性またはそれを検索する人々のみに限定することを正当化しないというのである。検索エンジンの利用が、過去の実名報道による一般的人格権の侵害にいかなる影響を与えるかについてのこのような判示は、忘れられる権利についての欧州司法裁判所の考え方とは異なっていると指摘されている⁽³²⁾。本判決の射程については、一方で、オンライン・アーカイブに掲載された過去の実名報道は、それが報道の当時に適法で、その記事が検索ボックスに名前を入力しただけではアクセスできず、当該記事にアクセスした場合も、利用者が当該記事は過去の報道だと理解する場合には常に許されるという理解もある⁽³³⁾。しかし、他方では、このような理解に対して、判例の射程を拡大しすぎており、より限定的に理解すべきだと指摘もある⁽³⁴⁾。

アポロニア号殺人実名報道事件について敗訴した上告人は、通常裁判決により一般的人格権を侵害されたと主張して、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てた。この憲法異議は許容性が認められ、本年にも連邦憲法裁判所の判断が示される見込みである。

通常裁は、オンライン・アーカイブの実名記事について実名削除を認めていないが、2014年の欧州司法裁判所判決に依拠して、実名の本人が、EUデータ保護指令に基づいて、検索エンジン事業者を検索結果リストに実名記事が表示されず、実名記事へのリンクも削除されるよう請求できるとすれば、対立する権利利益の適正な調整が果たされるという見方もある⁽³⁵⁾。ただし、ハンブルク上級地裁の2015年7月7日判決⁽³⁶⁾は、有名な広報アドバイザーが匿名ファックスにより企業家を脅迫したとの疑惑を実名で報道した2010年の日刊紙記事について、オンライン・アーカイブに掲載された記事からの実名削除を認める判決を下した。このため、2014年の欧州司法裁判所判決の影響により、オンライン・アーカイブの記事からの実名削除について、通常裁が判例を維持するか否かも注目されている⁽³⁷⁾。

▶ 3 オートコンプリート事件 (2013年5月14日判決⁽³⁸⁾)

(1) 事実の概要

本件の上告人は、サプリメントや化粧品の独自製品のインターネット販売を国際的に展開している会社とその創立者で経営者のRolf Sorgである。上告人らは、グーグルに対して、「オートコンプリート」機能によって自動的に示される予測されたキーワードの削除と金銭賠償を求めた。グーグルは、2009年4月から検索エンジンにオートコンプリート機能を投入している。この機能によって、インターネットの利用者には、キーワードを検索ボックスに入力する際に、入力した言葉に応じて、自動的に、様々な予測された検索キーワードが列挙される。この検索補助機能は、アルゴリズムに基づいて、とりわけ他の利用者

よって入力された検索行為の数に関連して確定される。

上告人らは、2010年5月、経営者のフルネームを入力すると、オートコンプリート機能によって検索ボックスに、フルネームに続いて「サイエントロジー」や「詐欺」という予測された検索キーワードが列挙されることを確認した⁽³⁹⁾。上告人らは、これにより彼らの人格権（経営者の名誉と会社の信用）を侵害されたとみている。上告人らは、サイエントロジーといかなる関係もなく、詐欺について彼らに対する捜査が行われたことはないし、また、いかなる検索結果からも、経営者と「サイエントロジー」や「詐欺」との関連は読み取れないと主張している。

上告人らの求めにより、2010年5月12日、被上告人に対して、オートコンプリート機能により経営者の名前を入力する際に、補足的に提案される「サイエントロジー」や「詐欺」というキーワードを削除するよう命じる仮処分が下された。2010年5月27日、この仮処分がドイツにおける当時の被上告人の担当者に届いた後、問題とされた補足的な検索キーワードは、オートコンプリート機能で示されなくなった。上告人らは、本案の手続において、仮処分の手続において主張した補足的な検索キーワードの削除とともに、裁判費用の支払いと金銭賠償を求めた。地裁（2011年10月9日判決）と上級地裁（2012年5月10日判決）によって上告人らの請求が棄却されたため、上告人らは通常裁に上告した。

（2）裁判所の判断

①ケルン上級地裁判決（2012年5月10日）の要旨

上級地裁は、本件についての管轄権とドイツ法が適用可能なことを認めた上で、上告人らの請求には理由がないと判断した。なぜなら、オートコンプリート機能により経営者の名前を入力する際に自動的に検索エンジンにおいて示される補助的な検索キーワードは、被上告人にとって、自己の発言とはいえないからである。経営者の名前を入力すると自動的に示される「サイエントロジー」や「詐欺」という予測された検索キーワードは、経営者がサイエントロジーであるとか、少なくともこのセクトに積極的に関与しているとか、詐欺に関与しているという内容の被上告人の発言ではない。問題とされているキーワードの組み合わせに、およそそのような含意はないし、その限りでそうした意味内容があると認めることができるか否かも疑わしい。平均的利用者からみて、補助的に予測されたキーワードから読み取ることができるのは、自分よりも前に検索を行った他の利用者が、検索のため、キーワードのそうした組み合わせを入力したこと、あるいは、リンクされた第三者の情報の中に補助的に予測されたキーワードがあることが示されている、ということである。

②通常裁の判断

通常裁は、前述の通り、経営者のフルネームの入力によって予測された検索キーワードはグーグルに起因するもので、グーグルの自己の情報にあたり、当該検索キーワードにネガティブな含意があり、それが不正確な事実である場合、それを表示することが人格権侵害になるとした。ただし、グーグルがそれによる人格権侵害につき賠償責任を負うのは、原則として、第三者の権利侵害を回避するために十分な措置を講じていなかった場合に限りされるとされた。判決によれば、人格権侵害の被害を本人が検索エンジン事業者に指摘した場合、事業者はその侵害を回避する義務がある。本件は、それについての法的評価を行うために原審に差し戻された。通常裁は、この判断を以下のように理由づけている⁽⁴⁰⁾。

上告人らの請求には理由がある。上級地裁の判断とは異なり、経営者の名前を入力にともなって補助的に「サイエントロジー」と「詐欺」というキーワードが予測され、示されることは、上告人らの人格権を侵害する。なぜなら、これらのキーワードは、人格権侵害的な意味を含んでいるからである。原審は、検索エンジンによって補助的に示されるキーワードが、自分よりも前に検索を行っ

た他の利用者が、検索のために、キーワードのそのような組み合わせを入力したこと、あるいは、リンクされた第三者の情報の中に補助的に予測されたキーワードがあることが示されているというが、通常裁はこの考えに同意することはできない。

インターネットの利用者は、キーワードの入力時に補助的に予測に基づき示されるキーワードと自分が入力したキーワードに内容上の関連性があると考ええる。検索エンジンは、インターネット利用者にとって可能な限り魅力的なものであるために、内容的に検索を容易にする、予測される補助的なキーワードを示す。アルゴリズムに基づく検索プログラムは、すでになされた検索に関連付け、インターネット利用者には、最も頻度が高く入力された、補助的な予測としての言葉の組み合わせを提示する。この機能は、検索キーワードとすでに組み合わせられた言葉が、現時点で検索を行っているインターネット利用者にとって助けになるという期待のもとに提供されている。なぜなら、検索キーワードを補助するために示される言葉の組み合わせは、内容上の関連性を反映しているからである。原審は、こうした期待を、検索エンジンによって示される補助的キーワードによる言明の意味を確定する際に考慮しなかった。こうした期待は、本件においては、経営者のフルネームの入力の際、「自動的に」予測の下に示される補助的キーワードから、経営者とネガティブな含意のある「サイレントロジー」や「詐欺」の概念との間に関連があるという言明を読み取るべきであるとの結論に導く。

上告人らの人格権のこのような侵害は、直接に被上告人に起因している。被上告人は、開発したコンピュータープログラムによって利用者の行為を分析し、検索エンジンの利用者に対応の検索提案を行った。複数の概念の組み合わせは、被上告人の検索エンジンによってなされたもので、第三者によってなされたわけではない。この組み合わせは被上告人によってインターネットにおいて閲覧可能となったものである。

とはいえ、そのことからはまだ被上告人が検索の提案による人格権侵害の賠償責任を負うという結論にはならない。

被上告人は、テレメディア法（以下では、「TMG」）10条によって、自己が運営するウェブサイトの内容については責任を免除されていない。

原審は、被上告人を、適切にも、自己の情報を利用に供しており、TMG 7条1項に基づいて一般法律に基づき責任を負うサービスプロバイダーであるとした。上告人らは、被上告人を、第三者の情報を提供しているからではなく、自己の情報のため、具体的には、オートコンプリート機能の結果によって、インターネット検索エンジンの利用者補助的な検索キーワードを示しているとして訴えている。問題になっているのは、被上告人の検索エンジンによって提供される「自己」の情報であって、TMG 8条から10条によってサービスプロバイダーが限定的にのみ責任を負う、第三者の情報を被上告人が閲覧可能にしたり、提供していることではない。

ここでは、枠組的権利としての人格権の特徴から、対立している基本権で保護された法益との衡量が必要になる。その際、個別事案の特別な状況、関連する基本権、欧州人権の保障が解釈指導的に考慮されなければならない。人格権侵害は、当事者の保護されるべき利益が、対立する側の保護に値する利益に優位する場合にのみ違法となる。

本件では、一方では上告人らの人格権保護の利益と、他方では被上告人の基本法2条、5条1項、14条によって保護された、意見表明の自由、経済活動の自由についての利益が衡量されなければならない。その際、被上告人は、検索の効果を高めて利用者を確保するため、検索エンジン機能を自己の営業上の利益において前述したような方法で運営していることを考慮する必要がある。しかしながら、利用者の側についてみると、そのことからキーワードによるデータおよび情報の検索のメリットが生じる。上告人らも検索エンジンによって、個人データが発見されうることについて反対してはいない。上告人らの側では、結び付けられた概念が、詐欺に関連しているとか、サイレントロジーに属しているなどといった不正確な発言内容をもつことが衡量にとって重要である。不正確な言明は、受忍される必要はない。

前述した原則によれば、問題となっている補助的な検索キーワードによる上告人らの人格権侵害を前提とすることができるなら、妨害者としての被上告人の法的責任を、最初から否定することはできない。民法1004条の意味における妨害者となるのは、妨害をもたらした者、またはその行為が侵害のおそれを生じさせる者をいう。しかし、それは被上告人が制限なく責任を負うことを意味しない。なぜなら、本件の特別な事情によれば、不作為に非難の重点があるからである。

検索キーワードを提案するソフトウェアの開発と使用について、被上告人を非難することはできない。そこで問題になるのは、基本法2条と14条によって保護される経済活動である。被上告人の検索エンジンの提供は、特定の人物に向けられた不正確な事実主張による権利侵害を目指していたわけではない。特定の利用行動が加わることによってのみ、名誉毀損的な概念との組み合わせが生じる可能性がある。被上告人の活動は、他方で、純粋に技術的で、自動的で、消極的な方法というわけではない。被上告人の活動は、第三者による閲覧のために情報を提供しているだけではない。

被告人は、むしろ、概念の組み合わせを形成する、利用者の検索したデータを、自己のプログラムで処理している。被告人は、自己の検索キーワードの提案のかたちでのサービスに、原則として、予測のための処理に基づき責任を負っている。被告人が非難されるのは、原則として、ソフトウェアによって予測された検索キーワードが第三者の権利を侵害することを回避するために、十分な措置を講じていなかったことについてのみである。

義務違反の不作为が原因となる侵害の場合には、責任範囲が拡大しすぎないようにするために、事案に即した評価的考慮が必要となる。義務を履行しなかった者の責任は、結果回避の可能性の基準によって限定される。妨害を排除できる可能性は、当事者が妨害の源を支配しているか、妨害を終わらせることができる者に影響力を行使できることから生じうる。そのような場合、妨害排除の可能性について、当事者に義務づけられる監視義務が重要である。問題となっている補助的機能を伴う検索エンジンの事業者の責任の前提は、それゆえ、ある第三者のあるブログに含まれる発言を広めた場合のホストプロバイダーの責任と同じように、調査義務違反である。そのような違反の有無とその程度は、個々の事案において、すべての関連する諸利益と重要な法的評価の衡量によって明らかとなる。妨害者の責任について発展された原則によれば、責任を追及された者にその状況において調査を期待できるか、できるとしたらそれはどの程度かが重要になる。

検索エンジンの事業者は、それによれば、原則として、ソフトウェアによって予測される補助的検索キーワードの提案によって一般的に前もって、可能性のある権利侵害を調査する義務はない。もしそれを義務づけるとしたら、利用者の迅速な検索に奉仕する補助検索キーワードの提案を行う検索エンジンを、まったく不可能にすることはないとしても、期待できないほどに困難にするだろう。調査義務から生じる抑制的なフィルター機能は、例えば、子どもポルノのような特定の分野では必要かつ実現可能でありうるが、しかし、人格権侵害のすべての考えられる事例を事前に防ぐことはできない。それゆえ、インターネット検索エンジンの事業者に調査義務が生じるのは、原則として、事業者が権利侵害について知ったその時である。当事者が、インターネット検索エンジンの事業者に、自己の人格権の違法な侵害を指摘した場合、検索エンジンの事業者は、将来においてそのような侵害を回避する義務がある。

原審は、調査義務侵害の観点からも、賠償請求の観点からも、法的評価を行っていなかった。それは差戻審で行われなければならない。

(3) 本判決の射程

本判決は、その結論に関する限り学説から支持された⁽⁴¹⁾。検索エンジン事業者からの実効的人格保護を認めた欧州司法裁判所の2014年判決は、通常裁の本判決と同じ方向にあると指摘されている⁽⁴²⁾。ただし、学説の中には、通常裁がグーグルのオートコンプリート機能に対する削除請求権を認めたことで、検索機能の制約による情報多様性喪失の危険を指摘する見解もある⁽⁴³⁾。なお、結論を支持している学説も、本判決の理由づけを様々な観点から厳しく批判している。なかでも、原審とは異なり、本判決がオートコンプリート機能によって検索ボックスに示される補助的な検索キーワードを、グーグル自身が発信した自己の情報であるとしながら、それを十分に理由づけていない点が批判を受けている⁽⁴⁴⁾。また、民法の観点からは、本判決のようにグーグルを妨害者とみるべきか否かも議論されている⁽⁴⁵⁾。

前述の通り、通常裁は、本判決によって、オートコンプリート機能による人格権侵害に対する検索エンジン事業者の賠償責任をノーティス・アンド・テイクダウンの原則により判断すべきとした⁽⁴⁶⁾。この原則によれば、検索エンジン事業者は、事前に権利侵害の指摘を受けていなければ賠償責任を負わないため、対立する権利利益を公正に調整できるという肯定的な評価もある⁽⁴⁷⁾。ただし、本件の場合、「サイエントロジー」や「詐欺」という検索キーワードが不正確な情報であることが下級審で確認されていたが、今後、オートコンプリート機能による権利侵害の指摘がなされたとき、それが本当に権利侵害にあたるか否か明らかではないとしたら、検索エンジン事業者は、法的解決を回避して削除を選ぶという懸念もある⁽⁴⁸⁾。また、名前の入力にともない予測により示される検索キーワードの組合せが不正確で、そのため人格権が侵害されているという本人からの指摘を受けた時、グーグルは、その証拠として何を要求することができるのかについて、判例によりさらに

具体化されるべきだといわれている⁽⁴⁹⁾。

本判決によって事件はケルン上級地裁に差し戻され、2014年4月8日の同裁判所判決⁽⁵⁰⁾は問題とされた人格権侵害は深刻ではなかったとして、グーグルに対する賠償請求を退けた。この判決については再度の上告がなされており、2015年末の時点で本件は通常裁に係属している⁽⁵¹⁾。

ドイツのメディアは本判決に大きな関心をよせていた。なぜなら、Wulff元連邦大統領(在職期間は2010年～2012年)の配偶者である Bettina Wulff が、2012年9月、オートコンプリート機能によって自動的に示される補助的キーワードの削除を求めてグーグルを提訴していたが、ハンブルク地裁のこの事件についての審理は、通常裁で本判決が下されるのを待って停止されていたからである⁽⁵²⁾。

Bettina Wulff は、2008年、まだニーダーザクセン州首相だった Wulff と結婚したが、それ以前に売春をしていたとの噂があり、2012年当時、彼女のフルネームをグーグルの検索ボックスに入力すると、予測された検索キーワードとして売春に関連する様々な言葉が示される状況にあった。2012年2月、Wulff 元大統領が、自宅購入資金として50万ユーロの融資を知人から低金利で受けていたことが発覚したことをきっかけに、任期途中で辞任したという状況の中、夫人の経歴についてもさまざまな憶測がなされていた。Bettina Wulff は、グーグルに43もの予測された検索キーワードの組み合わせの削除を求めて提訴していたが、本判決が下された後、裁判外でグーグルと和解した⁽⁵³⁾。

▶ 4 結びにかえて

私たちがインターネットを利用して興味のある情報にアクセスする上で、検索エンジンは極めて重要な役割を果たしている。世界中で多くの人に利用されているグーグルについては、とくにヨーロッパにおいて、その独占的な地位への懸念から、インターネット上の情報多様性を確保するために何らかの対抗策を講じるべきだという指摘もある⁽⁵⁴⁾。

本稿で検討した2つの論点のうち、①オンライン・アーカイブについては、前科ないしそれに準じる過去の経歴をもつ者からの、インターネット上の過去の実名記事からの実名削除請求の成否との関係で、検索エンジンの果たす役割をどのように評価すべきかが問われている。ここでは、削除請求の対象は、実名記事をインターネットで公表しているマス・メディアであり、検索エンジン事業者は紛争の脇役でしかない。通常裁は、アポロニア号殺人実名報道事件に至るまで、同種のいくつかの事件で実名削除を認めず、実名で報道された当事者の一般的人格権よりも、オンライン・アーカイブを開設しているマス・メディアの報道の自由と、過去の事件についての実名記事にインターネットでアクセスする公衆の知る権利(情報受領の利益)を優先させるべきだとしている。

これに対し、②グーグルのオートコンプリート機能については、アルゴリズムにより検索ボックスに予測されたキーワードが補助的に表示されることによる人格権侵害について、検索エンジン事業者の削除義務と賠償責任が問われた。通常裁は、オートコンプリート機能によって予測された検索キーワードは、グーグルの自己の情報にあたり、当該検索キーワードにネガティブな含意があり、それが不正確な事実である場合、それを表示することが人格権侵害になるとしたうえで、グーグルがその人格権侵害につき賠償責任を負うか否かは、ノーティス・アンド・テイクダウンの原則によるとした。ここでは、検索キーワードの削除を請求した人の一般的人格権と、検索エンジン利用者の知る権利(情報受領の利益)と、利用者のために利便性の高い検索エンジンを提供する事業者の権利利益が対立している。

通常裁は、検索エンジン事業者の権利利益について、オートコンプリート事件判決の中

で、表現の自由（意見表明の自由）と経済活動の自由をあげているが、具体的には、事業者にとって効果の高い検索エンジンの運営は利用者獲得という営業上の利益のためであるとし、それを利用者の側からみると情報検索のメリットになると説明している。取材した情報を自ら編集し、報道するマス・メディアと異なり、検索エンジン事業者は、アルゴリズムに基づく検索プログラムによる効果的な検索エンジンをインターネットの利用者に提供しており、検索結果は自動的に表示されるにすぎない。このため、検索エンジン事業者は、表現の自由を行使していると認識していないかもしれない。しかし、事業者による検索エンジンの提供が、程度の差はあれマス・メディアによる報道のように、インターネット利用者の知る権利に奉仕していると考えれば、利用者の知る権利と事業者の経済活動の自由だけでなく、事業者の表現の自由を観念し、それが削除請求者の一般的人格権と対立しているにとらえることもできるであろう⁽⁵⁵⁾。

ドイツでは、裁判の当事者が通常裁判決の結果に納得できない場合、判決による基本権侵害を主張して連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てることができる。民法の諸規定の解釈と適用は、民事裁判所の役割であり、一般的人格権と表現の自由の調整にあたっては、表現行為による人格侵害の重みと、表現行為を制約することによる表現の自由についての損失を衡量しなければならない⁽⁵⁶⁾。その際、衡量の結果は、憲法上は定められておらず、個別事案の状況に左右される⁽⁵⁷⁾。連邦憲法裁判所は、民事裁判所が衡量にあたって対立する基本権の影響を十分に尊重したか否かを事後的に審査することになる⁽⁵⁸⁾。

2015年末の時点で、アポロニア号殺人実名報道事件は連邦憲法裁判所に係属しており、オートコンプリート事件は通常裁に係属している。オートコンプリート事件も、通常裁で敗訴した側がもし納得しなければ、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てる可能性がある。連邦憲法裁判所第一法廷において、一般的人格権と表現の自由の調整が争われる事件について、審理のための調査や判決原案の作成を担当しているマーキング裁判官は、暫定的評価とはいえ、忘れられる権利を認めた2014年の欧州司法裁判所判決が人格保護を表現の自由に優位させた点を問題視している⁽⁵⁹⁾。本稿で紹介した通常裁の2つの判決は、はたして連邦憲法裁判所による事後的な審査に耐えうるか、今後の行方が注目される。

●付記

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成金基盤研究(C)「次世代放送に向けた通信放送法制の憲法学的考察」(2015年度～2017年度)の研究成果の一部である。

●注

- 1 正式には、「個人データ処理に関する個人の保護及びそのようなデータの自由移動に関する規則案」。
- 2 この権利については、奥田喜道編著『ネット社会と忘れられる権利』（現代人分社、2015）、羽賀由利子「『忘れられる権利』－忘れることを忘れた世界の新たな権利」コピライト655号（2015）44頁以下、宮下紘「『忘れられる権利』をめぐる攻防」比較法雑誌47巻4号（2014）29頁以下参照。
- 3 この先決裁定について、中西優美子「GoogleとEUの『忘れられる権利（削除権）』」自治研究90巻9号（2014）96頁以下、中村民雄「忘れられる権利事件」法律時報87巻5号（2015）132頁以下、堀部政男編著『情報通信法制の論点分析』（別冊NBL）（商事法務、2015）181頁以下〔山口いつ子〕参照。この判決の評釈として、Jürgen Kühling, Rückkehr des Rechts: Verpflichtung von "Google & Co." zu Datenschutz, EuZW 2014, 527 ff.; Thomas von Petersdorff-Campen, Anm., ZUM 2014, 570 ff.; Luch/Schulz/Kuhlmann, Ein Recht auf Vergessenwerden als Ausprägung einer selbstbestimmten digitalen Persönlichkeit, EuR 2014, 698 ff.; Kai von Lewinski, Staat als Zensurhelfer – Staatliche Flankierung der Löschpflichten Privater nach dem Google-Urteil des EuGH, AfP 2015, 1 ff.; Sebastian Meyer, Aktuelle Rechtsentwicklung bei Suchmaschinen im Jahr 2014, K&R 2015, 222 ff.; Gabriele Buchholz, Das "Recht auf Vergessen" im Internet, AöR 140, 121 ff. なお、連邦憲法裁判所マーキング裁判官のこの判決についての暫定的評価（Johannes Masing, Vorläufige Einschätzung der "Google-Entscheidung" des EuGH）がインターネットの以下のアドレス <https://irights.info/artikel/ribverfg-masing-vorlaeufige-einschaetzung-der-google-entscheidung-des-eugh/23838#more-23838>

- で公開されている。
- 4 正式には、「個人データ処理に関する個人の保護及びそのようなデータの自由移動に関する指令」。
 - 5 松井茂記ほか編著『インターネット法』（有斐閣，2015）83頁〔宍戸常寿〕。
 - 6 宍戸常寿ほか「〔鼎談〕インターネット時代における表現の自由とプライバシー」ジュリスト1484号（2015）iii頁〔山口いつ子の発言〕参照。
 - 7 「忘れられる権利」の沿革について，羽賀・前掲注2），宮下・前掲注2）32頁以下参照。
 - 8 データ保護規則案の「忘れられる権利」の内容や審議の経過について，奥田・前掲注2）29頁以下参照〔中西優美子〕，宮下紘「忘れられる権利—プライバシー権の未来」時の法令1906号（2012）43頁以下参照。
 - 9 この条文の訳は，奥田・前掲注2）32頁以下参照〔中西優美子〕。
 - 10 中村・前掲注3）133頁。
 - 11 von Lewinski, a.a.O. (Anm. 3), 2.
 - 12 宮下紘「検索サイトの削除基準—プライバシー権と知る権利の衡量」時の法令1977号（2015）50頁参照。ドイツのデータ保護観察官会議は，2014年10月，欧州司法裁判所判決を具体化するための判断基準についての決議を採択した。Vgl. Kühn/Karg, Löschung von Google-Suchergebnissen, ZD 2015, 61 ff.
 - 13 宮下・前掲注2）35頁。
 - 14 奥田・前掲注2）154頁以下〔實原隆志〕。Vgl. Martin Diesterhöft, Das Recht auf medialen Neubeginn, 2014. 鈴木秀美「インターネット上の表現の自由と名誉・個人情報の保護」アメリカ法2012年1号49頁以下も参照。
 - 15 鈴木秀美「少年俳優の警察沙汰の実名報道と意見表明の自由」自治研究91巻12号（2015）153頁以下参照。
 - 16 BVerfGE 35, 202. この判決について，ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例〔第2版〕』（信山社，2003）183頁以下〔小山剛〕，淵野貴生「適正な刑事手続の保障とマスメディア」（現代人文社，2007）123頁以下参照。
 - 17 BGH, Urteil v. 13. 11. 2012 – VI ZR 330/11, AfP 2013, 54. この判決の評釈として，Gero Himmelsbach, Rechtsprobleme bei Namensnennung verurteilter Straftäter im Internet, K&R 2013, 82 ff.; Markus Ruttig, Damit das Internet vergisst – Online-Archive und das Recht verurteilter Straftäter auf Beseitigung ihrer Namensnennungen jedenfalls nach Verbüßung der Strafe, AfP 2013, 372 ff.; Roger Mann, Online-Archive nach der “Google-Entscheidung”, AfP 2014, 210 ff.; Vera von Pentz, Ausgewählte Fragen des Medien- und Persönlichkeitsrechts im Lichte der aktuellen Rechtsprechung des VI. Zivilsenats, AfP 2015, 11 ff.
 - 18 BGH, Urteil v. 14. 5. 2013 – VI ZR 269/12, BGHZ 197, 213. この判決の評釈として，Sebastian Meyer, Aktuelle Rechtsentwicklung bei Suchmaschinen im Jahr 2013, K&R 2014, 300 ff.; Johannes Hager, Anm., JA 2013, 630 ff.; Gerald Mäsch, Anm., JuS 2013, 841 ff.; Gabriele Engels, Anm., MMR 2013, 539 ff.; Peifer/Becker, Anm., GRUR 2013, 755 f.; Markus Ruttig, Anm., K&R 2013, 477 ff.; Oliver Stegmann, Anm., AfP 2013, 306 ff.; Georgios Gounalakis, Rechtliche Grenzen der Autocomplete-Funktion von Google, NJW 2013, 2321 ff.
 - 19 Kühling, a.a.O. (Anm. 3), 531.
 - 20 BGH, Urteil v. 13. 11. 2012 – VI ZR 330/11, AfP 2013, 54.
 - 21 ドイツの犯罪報道では，犯人は原則として匿名で報道される。その際，ファーストネームは実名のままで，名字の最初の文字のみが用いられている。鈴木・前掲注15）158頁。
 - 22 本稿では，通常裁の理由づけの全体を訳出している（ただし，意識しているところもある）。
 - 23 BGH, Urteil v. 15. 12. 2009 – VI ZR 227/08, BGHZ 183, 353. この判決を含むオンライン・アーカイブの過去の実名報道が争われた事件について，Volker A. Schumacher, Verdachtberichterstattung und Online-Archive, K&R 2014, 381 ff.; Mann, a.a.O. (Anm. 17), 210 ff.; Ruttig, a.a.O. (Anm. 17), 372 ff. Verweyen/Schluz, Update: Die neue Rechtsprechung zu den “Onlinearchiven”, AfP 2012, 442 ff.
 - 24 ただし，この判決に対する批判的検討の中には，検索エンジンを用いれば当該記事へのアクセスは可能であったはずだという指摘もある。Verweyen/Schluz, a.a.O. (Anm. 23), 444.
 - 25 ドイツの個人情報保護法におけるメディア適用除外については，鈴木秀美「ドイツ個人情報保護法とプレス」の自由-2001年改正をめぐって」法律時報74巻1号（2002）43頁以下参照。
 - 26 BGH, Urteil v. 9. 2. 2010 – VI ZR 243/08, AfP 2010, 162.
 - 27 Ruttig, a.a.O. (Anm. 23), 374.
 - 28 BGH, Urteil v. 20. 4. 2010 – VI ZR 245/08, AfP 2010, 261. Vgl. BGH, Urteil v. 22. 2. 2011 – VI ZR 346/09, AfP 2011, 180, AfP 2011, 180.
 - 29 BGH, Urteil v. 30. 10. 2012 – VI ZR 4/12, AfP 2013, 50.
 - 30 ドイツ刑事訴訟法153a条は，司法の負担軽減等への配慮から軽微な罪に限らず，重い罪の場合にも，被疑者と検察の合意により金銭の支払いを条件とする捜査手続の打ち切りを認めている。Schumacher, a.a.O. (Anm. 23), 385 f. なお，この事件で捜査打ち切りのために被疑者が支払った金額は明らかにされていない。
 - 31 なお，2015年12月末の時点で，当該実名記事には，捜査が司法取引により打ち切られたことが追記されている。
 - 32 Mann, a.a.O. (Anm. 17), 212.
 - 33 Axel von Walter, Mehr Rechtssicherheit für Onlinearchive, K&R 2013, 41 (43).
 - 34 Mann, a.a.O. (Anm. 17), 212.
 - 35 Mann, a.a.O. (Anm. 17), 213.
 - 36 OLG Hamburg, Urteil v. 7. 7. 2015 - 7 U 29/12, MMR 2015, 770 ff.
 - 37 Lucas Brost, Das Internet muss vergessen – Veränderte Kriterien zu sog. Online-Archiven in Zeiten von Google & Co., AfP 2015, 407 ff.; Ansgar Koreng, Das “Recht auf Vergessen” und die Haftung von Online-Archiven, AfP 2015, 514 ff.
 - 38 BGH, Urteil v. 14. 5. 2013 – VI ZR 269/12, BGHZ 197, 213.

- 39 日刊紙ビルトの公式サイトに掲載された2013年5月17日付のインタビューによれば、上告人の経営者は、何者かが、経営者のイメージを低下させるため、何度もこの検索語を打ち込んだのではないかとみている (<http://www.bild.de/politik/inland/google/das-ist-der-mann-der-google-in-die-knie-zwang-30430226.bild.html>)。
- 40 本稿では、通常裁の理由づけの全体を訳出している（ただし、意識しているところもある）。
- 41 Luch/Schulz/Kuhlmann, a.a.O. (Anm. 3), 714.
- 42 Kühling, a.a.O. (Anm. 3), 531.
- 43 Boris P. Paal, Vielfaltsicherung im Suchmaschinen-Sektor, ZRP 2015, 34 ff.
- 44 Meyer, a.a.O. (Anm. 18), 305. なかでも、Mäsch, a.a.O. (Anm. 18), 843 f. がこの点を批判した。
- 45 Vgl. Granziana Kastl, Eine Analyse der Autocomplete-Funktion der Google-Suchmaschine, GRUR 2015, 136 ff.
- 46 Kühling, a.a.O. (Anm. 3), 531.
- 47 Meyer, a.a.O. (Anm. 18), 305.
- 48 Gounalakis, a.a.O. (Anm. 18), 2324; Meyer, a.a.O. (Anm. 18), 305.
- 49 Ruttig, a.a.O. (Anm. 18), 479. Peifer/Becker, a.a.O. (Anm. 18), 756 は、本判決について「人格保護的傾向は歓迎に値するものの、実行することは難しい判断」と指摘している。
- 50 OLG Köln, 8. 4. 2014 - 15 U 199/11, ZUM-RD 2014, 361.
- 51 BGH, Az: VI ZR 224/14.
- 52 Meyer, a.a.O. (Anm. 18), 304.
- 53 Meyer, a.a.O. (Anm. 3), 227. 「シュピーゲル」電子版の2015年1月16日付記事 (<http://www.spiegel.de/netzwelt/web/bettina-wulff-und-google-einigen-sich-aussergerichtlich-a-1013217.html>) 参照。
- 54 Vgl. Paal, a.a.O. (Anm. 43), 34 ff.
- 55 穴戸ほか・前掲注6) 74頁〔門口正人の発言〕参照。
- 56 BVerfGE 114, 339 (348).
- 57 BVerfGE 99, 185 (196).
- 58 BVerfGE 101, 361 (388).
- 59 Masing, a.a.O. (Anm. 3).

●引用文献

- 奥田喜道編著『ネット社会と忘れられる権利』（現代人分社, 2015）20-40頁以下〔中西優美子〕, 154-169頁〔實原隆志〕
穴戸常寿ほか〔鼎談〕インターネット時代における表現の自由とプライバシー」ジュリスト1484号（2015）ii-v, 68-80頁。
- 鈴木秀美「ドイツ個人情報保護法とプレスと表現の自由 -2001年改正をめぐって」法律時報74巻1号（2002）43-48頁
鈴木秀美「インターネット上の表現の自由と名誉・個人情報の保護」アメリカ法2012年1号41-58頁
鈴木秀美「少年俳優の警察沙汰の実名報道と意見表明の自由」自治研究91巻12号（2015）153-160頁
ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例〔第2版〕』（信山社, 2003）183-189頁〔小山剛〕
中西優美子「GoogleとEUの『忘れられる権利（削除権）』」自治研究90巻9号（2014）96-107頁
中村民雄「忘れられる権利事件」法律時報87巻5号（2015）132-135頁
羽賀由利子「『忘れられる権利』 - 忘れることを忘れた世界の新たな権利」コピライト655号（2015）44-52頁
淵野貴生『適正な刑事手続の保障とマスメディア』（現代人文社, 2007）119-170頁
堀部政男編著『情報通信法制の論点分析』（別冊NBL）（商事法務, 2015）181-196頁〔山口いつ子〕
松井茂記ほか編著『インターネット法』（有斐閣, 2015）53-89頁〔穴戸常寿〕。
- 宮下紘「忘れられる権利 - プライバシー権の未来」時の法令1906号（2012）43-51頁
宮下紘「『忘れられる権利』をめぐる攻防」比較法雑誌47巻4号（2014）29-66頁
宮下紘「検索サイトの削除基準 - プライバシー権と知る権利の衡量」時の法令1977号（2015）50-51頁
Lucas Brost, Das Internet muss vergessen - Veränderte Kriterien zu sog. Online-Archiven in Zeiten von Google & Co., AfP 2015, 407 ff.
- Gabriele Buchholz, Das "Recht auf Vergessen" im Internet, AöR 140, 121 ff.
- Martin Diesterhöft, Das Recht auf medialen Neubeginn, 2014
- Gabriele Engels, Anm., MMR 2013, 539 ff.
- Georgios Gounalakis, Rechtliche Grenzen der Autocomplete-Funktion von Google, NJW 2013, 2321 ff.
- Johannes Hager, Anm., JA 2013, 630 ff.
- Gero Himmelsbach, Rechtsprobleme bei Namensnennung verurteilter Straftäter im Internet, K&R 2013, 82 ff.
- Granziana Kastl, Eine Analyse der Autocomplete-Funktion der Google-Suchmaschine, GRUR 2015, 136 ff.
- Ansgar Koreng, Das "Recht auf Vergessen" und die Haftung von Online-Archiven, AfP 2015, 514 ff.
- Jürgen Kühling, Rückkehr des Rechts: Verpflichtung von "Google & Co." zu Datenschutz, EuZW 2014, 527 ff.
- Kühn/Karg, Löschung von Google-Suchergebnissen, ZD 2015, 61 ff.
- Luch/Schulz/Kuhlmann, Ein Recht auf Vergessenwerden als Ausprägung einer selbstbestimmten digitalen Persönlichkeit, EuR 2014, 698 ff.
- Johannes Masing, Vorläufige Einschätzung der "Google-Entscheidung" des EuGH, <https://irights.info/artikel/ribverfg-masing-vorlaufige-einschaetzung-der-google-entscheidung-des-eugh/23838#more-23838>
- Gerald Mäsch, Anm., JuS 2013, 841 ff.
- Sebastian Meyer, Aktuelle Rechtsentwicklung bei Suchmaschinen im Jahr 2013, K&R 2014, 300 ff.

- Sebastian Meyer, Aktuelle Rechtsentwicklung bei Suchmaschinen im Jahr 2014, K&R 2015, 222 ff.
Boris P. Paal, Vielfaltsicherung im Suchmaschinen Sektor, ZRP 2015, 34 ff.
Peifer/Becker, Anm., GRUR 2013, 755 f.
Roger Mann, Online-Archive nach der "Google-Entscheidung", AfP 2014, 210 ff.
Markus Ruttig, Anm., K&R 2013, 477 ff.
Markus Ruttig, Damit das Internet vergisst - Online-Archive und das Recht verurteilter Straftäter auf Beseitigung ihrer Namensnennungen jedenfalls nach Verbüßung der Strafe, AfP 2013, 372 ff.
Volker A. Schumacher, Verdachtberichterstattung und Online-Archive, K&R 2014, 381 ff.
Oliver Stegmann, Anm., AfP 2013, 306 ff.
Verweyen/Schluz, Update: Die neue Rechtsprechung zu den "Onlinearchiven", AfP 2012, 442 ff.
Kai von Lewinski, Staat als Zensurhelfer - Staatliche Flankierung der Löschpflichten Privater nach dem Google-Urteil des EuGH, AfP 2015, 1 ff.
Vera von Pentz, Ausgewählte Fragen des Medien- und Persönlichkeitsrechts im Lichte der aktuellen Rechtsprechung des VI. Zivilsenats, AfP 2015, 11 ff.
Thomas von Petersdorff-Campen, Anm., ZUM 2014, 570 ff.
Axel von Walter, Mehr Rechtssicherheit für Onlinearchive, K&R 2013, 41 ff.

鈴木秀美 (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)